第百四条第一項中「経済産業省」の下に「及び原子力規制委員会」を加え、同条第二項中「電気工作物検査官」を「経済産業省の電気工作物検査官」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　原子力規制委員会の電気工作物検査官は、第四十九条第一項、第五十一条第一項若しくは第三項若しくは第五十四条第一項の検査又は第五十条の二第三項の審査に関する事務に従事する。

第百四条の二第一項及び第二項中「経済産業大臣」を「主務大臣」に改め、同条第三項中「経済産業省令」を「主務省令」に改める。

第百四条の三中「経済産業省令」を「主務省令」に改める。

第百六条第一項、第二項及び第五項、第百七条第一項、第六項及び第九項から第十一項まで並びに第百七条の二中「経済産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第百七条の三及び第百七条の四を削る。

第百十二条第一項第四号及び第五号を削り、同項第六号中「第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は」を削り、「登録安全管理審査機関が行う場合を除く」を「経済産業大臣が行う場合に限る」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　次に掲げる者は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を納めなければならない。

一　第四十九条第一項又は第五十一条第一項若しくは第三項の検査を受けようとする者

二　第五十四条第一項の検査を受ける者

三　第五十条の二第三項の審査（登録安全管理審査機関が行う場合を除く。）を受けようとする者

四　第五十二条第三項又は第五十五条第四項の審査（機構が行う場合に限る。）を受けようとする者

第百十三条中「経済産業省令」の下に「若しくは主務省令」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（主務大臣等）

第百十三条の二　この法律（第六十五条第三項及び第五項を除く。）における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣又は委員会とする。

一　原子力発電工作物に関する事項　原子力規制委員会及び経済産業大臣

二　前号に掲げる事項以外の事項　経済産業大臣

2　第六十五条第三項及び第五項における主務大臣は、同条第一項に規定する道路、橋、溝、河川、堤防その他公共の用に供せられる土地の管理を所掌する大臣とする。

3　この法律における主務省令は、第一項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令とする。

第四十一条　電気事業法の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「第五十条の二第一項」を「第五十一条第一項」に改める。

第四十九条第一項中「第三項」を「第百十二条の三第三項」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第五十一条を削り、第五十条の二を第五十一条とする。

第五十二条第一項中「（第三項において「特定ボイラー等」という。）若しくは発電用原子炉に係る格納容器その他の主務省令で定める機械若しくは器具である電気工作物（以下「格納容器等」という。）であつて溶接をするもの（同項において「特定格納容器等」という。）及び「（同項において「輸入特定ボイラー等」という。）若しくは溶接をした格納容器等であつて輸入したもの（同項において「輸入特定格納容器等」という。）」を削り、同条第三項中「第五十条の二第七項」を「前条第七項」に改め、「原子力を原動力とする発電用の特定ボイラー等若しくは輸入特定格納容器等を設置する者にあつては機構が、その他の者にあつては」を削り、同条第五項中「第五十条の二第五項」を「前条第五項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは、「当該電気工作物」と読み替えるものとする。

第五十四条第一項中「。次項において同じ」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第五十五条第一項中「前条第一項」を「前条」に改め、同条第四項中「第五十条の二第七項」を「第五十一条第七項」に改め、「、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物を設置する者にあつては機構が」を削り、同条第六項中「第五十条の二第五項」を「第五十一条第五項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第五項中「第三項」とあるのは「第四項」と、同条第六項中「当該事業用電気工作物」とあるのは「当該特定電気工作物」と読み替えるものとする。

第六十七条及び第六十八条中「第五十条の二第三項」を「第五十一条第三項」に改める。

第六十九条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号及び同条第二項中「第五十条の二第三項」を「第五十一条第三項」に改める。

第七十条第一項及び第七十一条第一項中「第五十条の二第三項」を「第五十一条第三項」に改める。

第七十八条中「、第五十条の二第三項」を「、第五十一条第三項」に改め、同条第一号中「第五十条の二第五項」を「第五十一条第五項」に改め、同条第五号中「第五十条の二第三項」を「第五十一条第三項」に改める。

第八十条第一項中「第五十条の二第三項」を「第五十一条第三項」に改める。

第百四条第二項及び第三項中「、第五十一条第一項若しくは第三項」を削り、「第五十四条第一項」を「第五十四条」に、「第五十条の二第三項」を「第五十一条第三項」に改める。

第百四条の二及び第百四条の三を削る。

第百六条第一項及び第二項中「第四十九条から第五十二条まで、第五十四条及び第五十五条」を「第四十九条及び第五十条」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第百七条第一項中「第四十九条から第五十二条まで、第五十四条及び第五十五条」を「第四十九条及び第五十条」に改め、「、燃料体の加工をする者」及び「若しくは格納容器等」を削り、同条第三項中「若しくは格納容器等」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とする。

第百七条の二を削る。

第百十二条第二項第一号中「又は第五十一条第一項若しくは第三項」を削り、同項第二号中「第五十四条第一項」を「第五十四条」に改め、同項第三号中「第五十条の二第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同項第四号を削り、同条第三項中「、機構の行う第五十二条第三項又は第五十五条第四項の審査を受けようとする者の納めるものについては機構の」を削る。

第百十二条の二第二号中「第五十条の二第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律との関係）

第百十二条の三　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下この条において「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の九第一項の規定による認可を受けた発電用原子炉施設（原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下この条において同じ。）の設置又は変更の工事の計画に係る原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に対する第四十七条第三項又は第四十八条第三項の規定の適用については、当該工事の計画が第四十七条第三項第一号に掲げる要件（第三十九条第二項第一号に掲げる事項に係る部分であつて原子炉等規制法第四十三条の三の十四の技術上の基準に該当する部分に限る。次項において同じ。）又は第四十八条第三項第一号に掲げる要件（第四十七条第三項第一号に掲げる事項に係る部分であつて原子炉等規制法第四十三条の三の十四の技術上の基準に該当する部分に限る。）に限る。次項において同じ。）に適合しているものとみなす。